

第 2 3 期第 1 0 回筑前海区漁業調整委員会 議事概要

1. 日 時 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 1 3 時 4 6 分～1 4 時 5 7 分

2. 場 所 福岡県庁漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 9 名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3 名

福岡県水産海洋技術センター 1 名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3 名

福岡県漁業協同組合連合会 1 名

5. 議題及び議決内容

（1）筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料 1 により説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

（2）共同漁業権漁場内における岩礁破碎の許可について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料 2 により説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「工事に当たっては漁業に対する影響を最小限にするよう十分留意していただきたい」という意見を付した上で、許可して差し支えないと答申することを決定した。

加えて、熊本地震の影響に伴う工期延長の申請があった際には、当該諮問に対する答申は会長に一任することを決定した。

（3）雑魚かご漁業許可方針（福岡湾以外）の改正について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料 3 により説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおり承認することを決定した。

(4) 船舶における浮き釣りの制限に係る委員会指示について(協議)

(説明)

事務局から資料4により説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：船舶からの浮き釣りではなく、陸上を含めた浮き流し釣りの制限にできないか。

議長・事務局：浮き流し釣りの定義が明確でなく、現場確認が難しい。

委員：現在の規制区域であれば、船舶からの浮き釣りの制限で支障はない。

(審議結果)

原案のとおり発出することを決定した。

(5) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について(協議)

(説明)

事務局から資料5-1、5-2により説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：要望書たたき台のうち、「沿岸漁業と沖合漁業の調整」については、これまでの本県の要望をできるだけ反映するよう文章を修正すべき。

(審議結果)

委員の意見を踏まえ事務局が修正案を作成し、その内容の確認と提出判断を会長に一任することを決定した。

(6) 第48回日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)

(説明)

事務局から資料6により説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(7) その他

特になし。